

平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会社名	ニッパツ（日本発条株式会社）
代表者名	代表取締役社長 天木 武彦
コード番号	5991・東証第 1 部
問い合わせ先	常務執行役員 企画本部経営企画部長 原 章一
T E L	045-786-7513

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同年 6 月 26 日開催予定の第 89 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下、「決済合理化法」とします。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行しました（いわゆる株券電子化）。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであり、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましても、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 大規模買付けルール（買収防衛策）に関する定款の一部変更

買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動について、取締役会の決議によるほか、取締役会が株主の皆様の意思反映のため株主総会によることが妥当であると判断した場合に、株主総会決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会決議により、対抗措置が発動できるように定款変更案第 45 条を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

<定款の新旧対比表>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株券の発行)</u> <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(単元株式数) <u>第9条</u> (条文省略)</p> <p><u>(単元未満株券の不発行)</u> <u>第10条</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第11条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 第1項 } 条文省略 ~ } 第4項 }</p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第12条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第13条</u> ① (条文省略) ② (同上) ③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備えおきその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第14条</u> ~ } (条文省略) <u>第45条</u> }</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(自己の株式の取得) <u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) <u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 第1項 } 現行どおり ~ } 第4項 }</p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> ① (現行どおり) ② (同上) ③ <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第12条</u> ~ } (現行どおり) <u>第43条</u> }</p>

現行定款	変更案
<p>第8章 買収防衛 (買収防衛) 第46条 (条文省略)</p>	<p>第8章 買収防衛 (買収防衛) 第44条 (現行どおり)</p> <p>(対抗措置の発動)</p> <p>第45条 ① 当社は、前条①で導入または継続された買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動については、取締役会の決議により、これを行うことができる。</p> <p>② 当社は、前項のほか、前条①で導入または継続された買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動については、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、これを行うことができる。</p> <p>③ 前項の規定による株主総会の決議は、会社法第309条第1項に規定する決議をもって行う。</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

3. 日程

- ・ 定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日
- ・ 定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

以上